
■□■

□■□ 事故防止メルマガ「Think」／Vol. 167

■□■ 【発行】シンク出版株式会社 <http://www.think-sp.com/>

// I N D E X //

- 1・2018年3月後半の安全管理ごよみ
- 2・危機管理意識を高めよう～危険性帯有者の処分について指導していますか
- 3・交通事故の裁判事例～MT車の運転ができないことに注意義務がある
- 4・今日の朝礼話題～夜間、自転車への追突事故に注意
- 5・【好評発売中】自己診断テスト「運転の注意力レベル診断」
- 6・【好評発売中】小冊子「知っていますか？安全管理の法律問題」
- 7・【おすすめ】単行本「安全運転ハンドブック〈改訂版〉」

// //

★3月後半の安全管理ごよみ

◆1日（木）～31日（土）

——自殺対策強化月間

◆17日（土）

——山陽道「八本松トンネル」事故から2年

◆21日（水）

——春分の日

◆23日（金）

——世界気象デー

※詳しくはシンク出版のWEBサイト「今月の運転管理」で紹介しています。

【今月の運転管理↓】

<https://www.think-sp.com/2018/02/13/kongetsu-untankenri-2018-mar/>

■危機管理意識を高めよう

『危険性帯有者の処分について指導していますか』

平成29年6月に東名高速道路で、あおり運転をした運転者により、あおられた車の運転者など2名が死亡する悲惨な事故が発生しました。

この事故のほかにも、後方からの無理な追い上げなどによる交通事故被害の報道が相次いで社会問題化したことから、警察庁は事態を重く見て今年1月に全国の警察本部に通達を発し、悪質・危険な運転をする運転者への取締りや指導を強化しました。

通達には、あおり運転などをする危険運転者に対しては、取締りを強めるだけでなく、とくに暴行や脅迫、車の損壊などが伴う場合は「危険性帯有者」として、点数の累積に関係なく、即180日以内の免許停止処分を科す行政処分を積極的に推進することが明記されています。…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2018/03/01/kikikanri-kikensei-taiyu-shobun/>

■交通事故の裁判事例

今回は、AT車限定免許しか持っていない者が、友人から借りたMT車で事故を起こした事案で、車を貸した友人も損害賠償責任を負うとした事例を取り上げます。

『MT車の運転ができないことを認識しており注意義務がある』

【事故の状況】

平成26年4月21日午前2時45分ごろ、A（19歳・男性）は友人C（19歳・男性）から借りたMT車で大阪市内の道路を走行中にクラッチ操作を誤ってコントロールを失い、道路左端に駐車（駐車禁止場所）していた大型トラックの左後部に衝突しました。

この事故で、後部座席の左側に乗っていたB（19歳・男性）が車内に挟まり、胸部圧挫を原因とする胸腔内臓器損傷により死亡しました。

Bの母親は、運転者以外にMT車を貸したCやCの父親（車の所有者）らにも損害賠償を求め、裁判所では次のように述べて、賠償責任を認めました。

【裁判所の判断】

「Cは、事故当時AがAT車限定免許しか有しておらず、MT車の運転免許を有していないことを知っていた。

また、事故の前日にAがMT車を運転し、クラッチ操作を誤ってエンジンを停止させることを繰り返しているのを見ており、AがMT車の運転に慣れていないことを認識していたと認められる」

「これらの事実によれば、CにはMT車の運転免許もなくその運転にも慣れていないAに対して、MT車の運転を許してはならない注意義務があったというべきである」

などとしてCの責任を認め、MT車を運転していたA、車を貸したC、車の所有者であるCの父親、駐車トラックの運転者とその会社に対して約7,255万円の損害賠償を命じました。

なお、死亡したBについては、

「MT車の運転免許がないAが運転することを認識しながらこれを容認して同乗していたものであり、事故により傷害を負い、死亡したことについてはBにも責任がある」

として、10%の過失相殺を認定しました。

（大阪地裁 平成28年3月30日判決）

■今日の朝礼話題

『夜間、自転車への追突事故に注意』

追突事故というと、四輪車が前を走行している四輪車に追突するイメージがありますが、道路左側を走行している自転車に追突する事故も意外と多く発生しています。…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2018/02/28/tw-yonnrinnsya-tsuitotsu/>

シンク出版WEBサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にしていただける

「今日の朝礼話題」を毎日（弊社営業日）更新しています。

（情報のご利用につきましては、以下「当サイトのご利用について」をご確認ください↓）

<http://www.think-sp.com/about/>

■【好評発売中】自己診断テスト「運転の注意力レベル診断」

※仕様 A4判／4ページ（複写式）／カラー刷

※価格 500円（1セット＜5冊＞・税別・送料実費）

安全運転は「認知・判断・操作」を適切に行うことで成り立っていますが、実際の運転場面ではさまざまな要因によって、安全運転に必要な注意力が低下することがあります。

本冊子では、日頃の運転を振り返りながら48の質問に「ハイ」「イイエ」で答えていただくことで、どのような要因で運転への注意力が低下するのかを知ることができます。

「車内にわき見をする危険度」「慣れた場所でぼんやりとする危険度」などご自身の具体的な運転の弱点に気づくことができますので、さらなる安全運転の継続にぜひご活用ください。

【詳しくはこちら↓】

<https://goo.gl/gd7kt3>

■【好評発売中】小冊子「知っていますか？安全管理の法律問題」

※仕様 A4判／16ページ／カラー刷

※価格 1,000円（1セット＜5冊＞・税別・送料実費）

※著者 清水伸賢（弁護士）

事業所の業務を行うにあたり、自動車の存在は不可欠なものとなっていますが、同時に自動車の使用には様々なリスクが発生します。

本冊子では、安全管理について6つのテーマを取り上げ、従業員が業務中などに事故を起こした際に事業所が負うべき「運行供用者責任」「使用者責任」などの責任の解説や、経営者や管理者が知っておくべき法律の知識をわかりやすく説明しています。

事業所のみなさまの交通安全意識の高揚へとぜひお役立てください。

【詳しくはこちら↓】

<https://goo.gl/mn8nmZ>

■【おすすめ】「真のプロドライバーを育てる安全運転ハンドブック〈改訂版〉」

※仕様 A5判／208ページ／本文2色・表紙カラー

※価格 1,800円（税別・送料実費）

※監修 物流技術研究会

本ハンドブックは国土交通省告示の「指導・監督の指針」に基づいており（危険物の運搬・安全性向上装置は除く）、ドライバーを指導する際に役立つ基本の知識や、安全運転のためのノウハウをイラストや図解を中心にまとめています。

今回の改訂では平成29年3月に改正の「指導・監督の指針」に対応し、「運転支援装置の役割を正しく知る」を加えました。

各項目の右頁には「プロとして知っておきたい知識」として、プロドライバーや管理者の経験にもとづいた具体的なノウハウや事件事例などを紹介していますので、運行管理者、配車担当者、トラックドライバーなど、どなたにご覧いただいても役立つ内容となっております。

【詳しくはこちら↓】

<https://goo.gl/XxtrqW>

【事故防止メルマガ「Think」のバックナンバーはこちら↓】

<http://goo.gl/5G5iL>

本メールマガジンは、名刺交換をさせていただいた方々にも送信させていただいております。今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数ですが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

(平成30年3月1日送信)

※本メールは「MSゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。



～人と車の安全な移動をデザインする～

シンク出版株式会社

大阪市北区天神橋1-7-15 ビアリッツ天神橋501

TEL 06-6809-1989

FAX 06-6809-1984

Eメール mail@think-sp.com

URL <http://www.think-sp.com/>

